

第 337 回月例会・報告概要

開催日：2015 年 12 月 5 日（土曜日） 16：00

報告者：石井義人（弁護士、石井義人法律事務所）

テーマ：特許権侵害に対する損害賠償額の算定

報告者コメント：特許法 102 条は、特許侵害に対する損害賠償請求について因果関係等の立証上の困難等を解消する為に設けられた規定です。同条は平成 10 年に改正されましたが、各項の立法趣旨、相互関係等が明確ではなく、裁判所の考え方も変遷しています。今回の発表では、各項の趣旨と目的を探り、どのように解釈してゆくべきかを検討したいと思います。

報告概要：

第 1. はじめに

1. 原則的な損害賠償請求

特許侵害の損害賠償

- ・民法の不法行為に基づく損害賠償請求権
- ・特許権の侵害は権利自体に直接攻撃が加えられるものではなく、損害賠償請求の対象は、侵害行為が存在しなければ、権利者が当該権利を行使することによって取得できた利益（逸失利益）
- ・得べかりし利益を、仮定的な計算に基づいて計算せざるをえず、因果関係の特定が困難

2. 関係諸法令と問題の所在

- 特許法 102 条、実用新案法 29 条、意匠法 39 条、商標法 38 条、著作権法 114 条、不正競争防止法 5 条。体裁はほぼ同一
- 特許権の侵害に対する損害賠償請求に関する諸問題が、その救済規定（102 条）によって一義的に解決されたとはいえず、和解交渉における相当な和解額の確定や、判決の予測に困難を来す場合も多い。

第 2. 特許法の規定

1. 現行特許法 102 条

	基本	修正
第 1 項	権利者の損害額＝ 侵害者の譲渡数量×権利者の単位利益	（減数修正） 1. 譲渡数量が権利者の実施能力を越えるとき 2. 譲渡数量を権利者が販売できない事情があるとき
第 2 項	侵害者の得た利益＝権利者の損害額	推定の覆滅
第 3 項	権利者の損害＝当該特許発明の実施に対する受けるべき金額	なし （実施に対し受けるべき金銭の額＝実施料率で調整）

2. 旧特許法 102 条

第 3. 不法行為に基づく損害賠償請求の概要

特許権の侵害品の販売を前提

1. 差額説からの計算式（民法 709 条）

（計算式 1）

【侵害行為がなかったと仮定したときの資産状況】－【現実の資産状況】

2. 単純化

(計算式2)

【侵害行為がなければ権利者が販売できた商品の数量】 × 【権利者の商品1個あたりの利益額】

第4. 特許法102条1項乃至3項

1. 102条2項(旧102条1項)

- (1) 規定の内容
- (2) 計算方法の検討

(計算式3)

【侵害品の販売数量】 × 【侵害品1個あたりの利益額】

- (3) 裁判例の動向
- (4) 寄与率(寄与割合)

①概要

- ・「侵害者の得た利益」＝「侵害者が当該特許の利用に伴い得た利益部分」
- ・寄与率について、侵害者の利益から割合的な減額を行っている。

②裁判例

東京地裁平成17年3月10日判決(測定器事件)判例タ1207号228頁

③検討

2. 102条1項

- (1) 規定の内容
- (2) 計算式の検討

(計算式4)

【侵害者の販売数量】 × 【権利者の商品1個あたりの利益額】

→計算式4の数量的、金額的な修正

①権利者の実施の能力

②侵害者の販売数量を販売することができないとする事情

→これらの修正要素の前提となる事実は、旧102条1項の推定を覆滅する為に裁判において、被告が反証の為に主張立証していた事実であり、何ら目新しいものではない。

(3) 寄与率(寄与割合)

①問題の所在

②裁判例

イ. 寄与率を「権利者の商品1個あたりの利益額」において考慮する。

大阪地裁平成25年2月28日(回転歯ブラシ事件)裁判所 website

ロ. 「特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情」において考慮する。

知財高裁平成18年9月25日(エアマッサージ事件)裁判所 website

③ 検討

3. 102条3項

- (1) 規定の趣旨
- (2) 計算式の検討

(計算式5)

【侵害者の販売総額】 × 【実施料率】

(3) 寄与率(寄与割合)

①概要と裁判例

(計算式6)

【侵害者の販売総額】 × 【寄与率】 × 【実施料率】

②検討

第4. 102条1項と102条2項の適用時における比較

1. 条文の比較
2. 検討

第5. 102条1項、2項の適用除外された部分に対する102条3項の適用の可否

1. 問題の所在
2. 102条1項において排除された部分
 - (1) 裁判例の動向
 - ・前掲知財高裁平成18年9月25日 →非適用
 - ・東京地裁平成22年2月26日(ソリッドゴルフボール事件) →特段の事情
 - (2) 評価
3. 102条2項において推定が覆滅された部分
 - (1) 裁判例の動向
 - (2) 裁判例
 - ・東京地裁平成24年5月23日(クレンジングオイル事件) 裁判所 website →適用
 - ・大阪地裁平成23年12月15日(浄水器事件・意匠) 裁判所 website →適用
 - (3) 検討

©大阪企業法務研究会 2015